

平成27年第3回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成27年3月10日（火） 午前10時00分から午前10時50分まで
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 教育委員室
出席委員	委員長 山田 喜一朗 委員長職務代理者 小川 浩美 委員 今井 智一 教育長 山本 佳洋
事務局出席者	教育部長 安田 正治 次長（管理担当） 保井 達也 教育総務課長 西出 八津子 学校教育課長 立岡 秀寿 こども未来課長 島田 俊明 人権推進課参事 廣岡 由美
書記	教育総務課総務企画係長 田村 勝也

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 報告事項

- (1) 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申について

2. 協議事項

- (1) 議案第11号 甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の制定について
(2) 議案第12号 平成27年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について
(3) 議案第13号 職員の服務義務違反に伴う処分等について

3. その他、連絡事項など

◎教育委員会会議

〔開会 午前10時00分〕

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成27年第3回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和を行います。皆さんご起立願います。

平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに謹んで哀悼の意を表すとともに、お二人にさらなる安心安全への取り組みを進めることを誓い、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和を行います。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席願います。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

季節はめぐり命もめぐる、溶けた雪の下から命が芽吹いています。古来から人々は蝶が幼虫からさなぎへ、そして成虫へと変態する姿を死からよみがえるとして強い生命力、不死の力を持つものと考えます。ひらひらと舞う華麗な姿に潜む強い力を春の便りの中にそっと忍ばせて ということ、もうすぐ春がそこまで来ています。

皆様方には、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、第3回甲賀市教育委員会臨時会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨今子どもたちをめぐる悲惨な犯罪や事件が多発いたしてお

り、深刻な問題となっております。先の川崎の中学校一年生殺害事件等、いつどこで何が起こるか分からないといった具合で、子ども社会の環境も大きく変化をいたしております。

中一殺害事件もようやく警察や学校関係、友達関係から情報が少しずつ報道されているように思いますが、今一番重要といわれている、保護者、学校、地域の連携の問題点が大きく問われるのではないかと考えております。

特に事件が発生するまでの、保護者の対応、学校の対応、警察の対応等、十分責任を果たせていたか、私は疑問に思います。地元警察や市教育委員会は、少年の交友関係を情報として知っておりました。だが、暴行を受けているとの報告はなく、対応は取れていませんでした。

もっと、緊密に学校や地域との情報が共有できていれば、違う結果があったかも、すべて後悔は先にたたず、だが、誰もがもう少し早く、もう一步前に踏み出していれば、彼の命を救えた可能性があります。

そう思うと大変残念であります。

また、親子の信頼関係はどうだったのか、悲惨な事件の全容の解明と、教育委員会と学校には事件に至る経緯を詳細に検討し、公表してもらいたいと思います。

他人事ではございません。どんな小さなことでも、迅速かつ適正な対応と指示を徹底していただきますようお願いをいたしておきます。

委員長 それでは、資料に基づきまして、議事に入らせていただきます。

まず第1番目の報告事項（1）甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申について、議題とさせていただきます。

委員 今回の報告案件は甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申についてですが、公開することで、特定の方に不利益を及ぼす恐れがありますので、非公開とすることを提案させていただきます。

委員長 ただ今、委員から、報告事項（1）甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申については、公開することにより、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため、非公開とすべきとの発言がありましたので、採決にはいりません。

報告事項（１）の報告について、非公開とすることについて、賛成の委員は挙手願います。

<挙手全員>

委員長

挙手全員であります。

よって、甲賀市教育委員会会議規則第８条により当該報告事項については非公開とすることに決定いたしました。

では、非公開による報告に入りますので、教育委員、所管課長以外は、一旦ご退席ください。

（関係者以外退室）

（非公開の議事開始）

以下の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第６項及び甲賀市教育委員会会議規則第８条の規定により非公開

報告事項（１）甲賀市子どものいじめ問題対策委員会の答申について

（非公開の議事終了・退席者入室）

委員長

では、会議を再開します。

続きまして２．協議事項に移らせていただきます。

（１）議案第１１号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の制定について、資料２に基づき、説明をお願いします。

こども未来課長 それでは、資料２に基づき（１）議案第１１号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の制定について、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料２により説明）

委員長

ただ今の、（１）議案第１１号甲賀市子ども・子育て支援法施行細則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長

特にご意見、ご質問もないようですので、（１）議案第１１号甲賀

市子ども・子育て支援法施行細則の制定については原案のとおり、可決することとします。

委員長

次の議案に入ります前に、本日の（２）議案第１２号平成２７年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について及び、（３）議案第１３号職員の服務義務違反に伴う処分等については人事案件であり、甲賀市教育委員会会議規則第８条により、非公開とすべきと考えますので、採決にはいります。

議案第１２号及び議案第１３号の審議について、非公開とすることについて、賛成の委員は挙手願います。

<挙手全員>

委員長

挙手全員であります。

よって、甲賀市教育委員会会議規則第８条により当該議案の審議は非公開とすることに決定いたしました。

では、非公開による審議に入りますので、議案第１２号及び議案第１３号については、どちらも人事案件のため関係する方以外は退席をしてください。なお、議案第１３号につきましては、処分案件であることから、処分に該当する方はご退席いただきます。

（関係者以外退室）

（非公開の議事開始）

以下の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第６項及び甲賀市教育委員会会議規則第８条の規定により非公開

議案第１２号平成２７年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について及び、議案第１３号職員の服務義務違反に伴う処分等について

（非公開の議事終了・退席者入室）

委員長

では、会議を再開します。

先程の（２）議案第１２号平成２７年度甲賀市立学校管理教職員人

事の内申については原案どおり、（３）議案第１３号職員の服務義務違反に伴う処分等については、審議結果のとおり可決しましたことを、報告いたします。

委員長 それでは、３．その他、連絡事項について、なにも連絡事項はありませんので、これをもって会議を終わらせていただきます。

委員長 他に、事務局の方から連絡事項ございましたらお願いします。
（案件なし）

委員長 特にないようですので、以上をもちまして、平成２７年第３回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前１０時５０分〕